

2024年5月～8月の4ヶ月間のいずれかの月の マイナ保険証の利用人数の増加量 に応じて、一時金を支給いたします

- ※対象期間を1か月延長しました
- ※申請は不要です

今まで

見直し内容

支援金の前半期（1月～5月）

現行要件での支給

支援金の後半期（6月～11月）

集中取組月間（5月～7月）中の
一時金制度として見直し
※対象期間は8月まで延長

概要	2023年10月の利用率を起点として、2024年5月～8月のいずれかの月のマイナ保険証利用人数の増加量に応じ、 <u>最大20万円（病院は40万円）</u> を一時金として支給いたします ※対象期間を1か月延長しました ※一時金を受け取るための申請は不要です
対象期間	2024年5月～8月の4ヶ月間
支払要件	① 2023年10月から利用人数が一定数増えていること ② 窓口での共通ポスター掲示 ③ 患者さんへのお声かけと、利用を求めるチラシの配布の徹底 ※対象期間中における実施の有無は、「オンライン請求時のポップアップ」、「医療機関等向け総合ポータルサイト」で確認いたします。

一時金を受け取るイメージ：診療所・薬局（給付額の条件は次面の表をご確認ください）

10月時点の数値

レセプト件数 : 1,000件/月
マイナ保険証利用率 : 4%/月
マイナ保険証利用人数 : 40人/月

4ヶ月間で一番利用人数が多い月

マイナ保険証利用人数 : 200人/月（160人増加）

給付額 **20万円**

2023年10月

2024年5月

2024年6月

2024年7月

2024年8月

一時金の要件となる増加人数を確認してください

- 1 : 施設の規模に該当する表をみる
- 2 : 2023年10月時点のマイナ保険証利用率と利用人数を
「医療機関等向け総合ポータルサイトのプロフィール」から確認する
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=csm_login_custom
- 3 : 一時金の要件となる増加人数を確認する



「診療所・薬局」の場合

		10月利用実績からの増加人数									
		1人以上	10人以上	20人以上	30人以上	50人以上	70人以上	80人以上	100人以上	160人以上	240人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万
	3 - 5%	0	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万	
	5 - 10%	0	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万		
	10 - 20%	3万	5万	7万	10万	15万	17万	20万			
	20 - 30%	5万	7万	10万	15万	17万	20万				
	30 - 40%	7万	10万	15万	17万	20万					
	40%以上	10万	15万	17万	20万						

「病院」の場合

		10月利用実績からの増加人数									
		10人以上	40人以上	80人以上	150人以上	250人以上	350人以上	450人以上	540人以上	720人以上	900人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	0	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万
	3 - 5%	0	0	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万	
	5 - 10%	0	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万		
	10 - 20%	10万	12万	15万	20万	30万	35万	40万			
	20 - 30%	12万	15万	20万	30万	35万	40万				
	30 - 40%	15万	20万	30万	35万	40万					
	40%以上	20万	30万	35万	40万						

「小規模施設（2023年10月診療分のレセプト件数が150件以下の施設）」の場合

※小規模施設であっても2023年10月の実績が10%以上の場合や、5～10%で10人以上増加の場合は小規模施設でない方の要件を満たすこととなります。小規模施設区分の上限を超えた場合、通常の基準で給付を受けることも可能です。

		10月利用実績からの増加人数						
		1人以上	5以上	10人以上	15人以上	25人以上	35人以上	40人以上
10月の利用率	3%未満	0	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万
	3 - 5%	0	1万	1.5万	2.5万	3.5万	5万	
	5 - 10%	1万	1.5万					

先行事例に学ぶ「利用率を伸ばす方法」

多くの医療機関・薬局がマイナンバーカードの利用を前提とした、予約、院内・薬局内掲示、窓口でのお声がけで利用率を向上させています



利用率向上を見込める6つの主要な対応策

予約(病院・診療所の場合)

- 患者さんからの予約電話時や、HPの予約画面に「**マイナンバーカードをお持ちください**」とご案内していますか？

院内・薬局内掲示

- 入り口の扉や施設内の目に入る位置に、マイナンバーカードで受付ができる旨を告知するポスターを掲示していますか？
- 患者さんが迷わないように、院内の掲示物などの従来の健康保険証の提示を求める記載を、マイナンバーカードの利用を求める内容に見直していますか？
- 受付の分かりやすい位置に顔認証付きカードリーダーを設置していますか？

窓口でのお声がけ

- 受付で「**マイナンバーカードをお持ちですか？**」とご案内していますか？
- マイナンバーカードを持っていない／まだ利用登録していない方へ、窓口で次回の利用案内や登録方法のご案内をしていますか？

本年12月2日に現行の健康保険証の新規発行が終了となります。患者さんにいち早く慣れていただくため、医療機関・薬局でのマイナンバーカードの保険証利用のご準備を進めていただくようご協力をお願いいたします。

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

一時金を受け取るために・・・

①窓口での共通ポスターの掲示

②患者さんへお声かけの徹底

③患者さんへマイナ保険証の利用を求めるチラシの配布の徹底

をお願いいたします

①ポスター

とっても簡単! マイナンバーカード

1 受付
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

2 本人確認
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

②チラシ

⚠️ ご注意ください!
本年12月2日から
現行の健康保険証は
発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

**マイナンバーカード
をご利用ください**

今回お持ちでない方は次回ご持参ください

マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方
➡️ 利用登録は窓口（カードリーダー）でできます

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241676.pdf>



<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241691.pdf>



※ポスターとチラシ(印刷用台紙)は5月初旬に社会保険診療報酬支払基金より医療機関・薬局へ郵送しています。

一時金制度に関するお問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00

土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

○オンライン資格確認等お問い合わせフォーム

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

